

走行の順序について

1. ①往路走行→②周遊走行→③復路走行の順でご走行ください。

②周遊走行

周遊エリア内の対象 I C が
ご利用期間中乗り降り自由

①往路走行（1回のみ）

発着エリア内の対象 I C から
周遊エリア内の対象 I C までのご走行

③復路走行（1回のみ）

周遊エリア内の対象 I C から
発着エリア内の対象 I C までのご走行



ご走行日時の判定について

2. 各走行の走行日時の判定は、**入口または出口 I C**の料金所を通過した時間で行います。

※本線料金所を通行する場合、本線料金所の通過時間で判定いたします。

中国道から出雲・松江方面へは「**三次東料金所**」、山陽道から出雲・松江方面へは「**尾道本線料金所**」、中国道から鳥取方面へは「**佐用本線料金所**」の通過時刻で判定いたします。

(例) 8月1日(水) をご利用開始日として**全日3日間プラン**を利用する場合

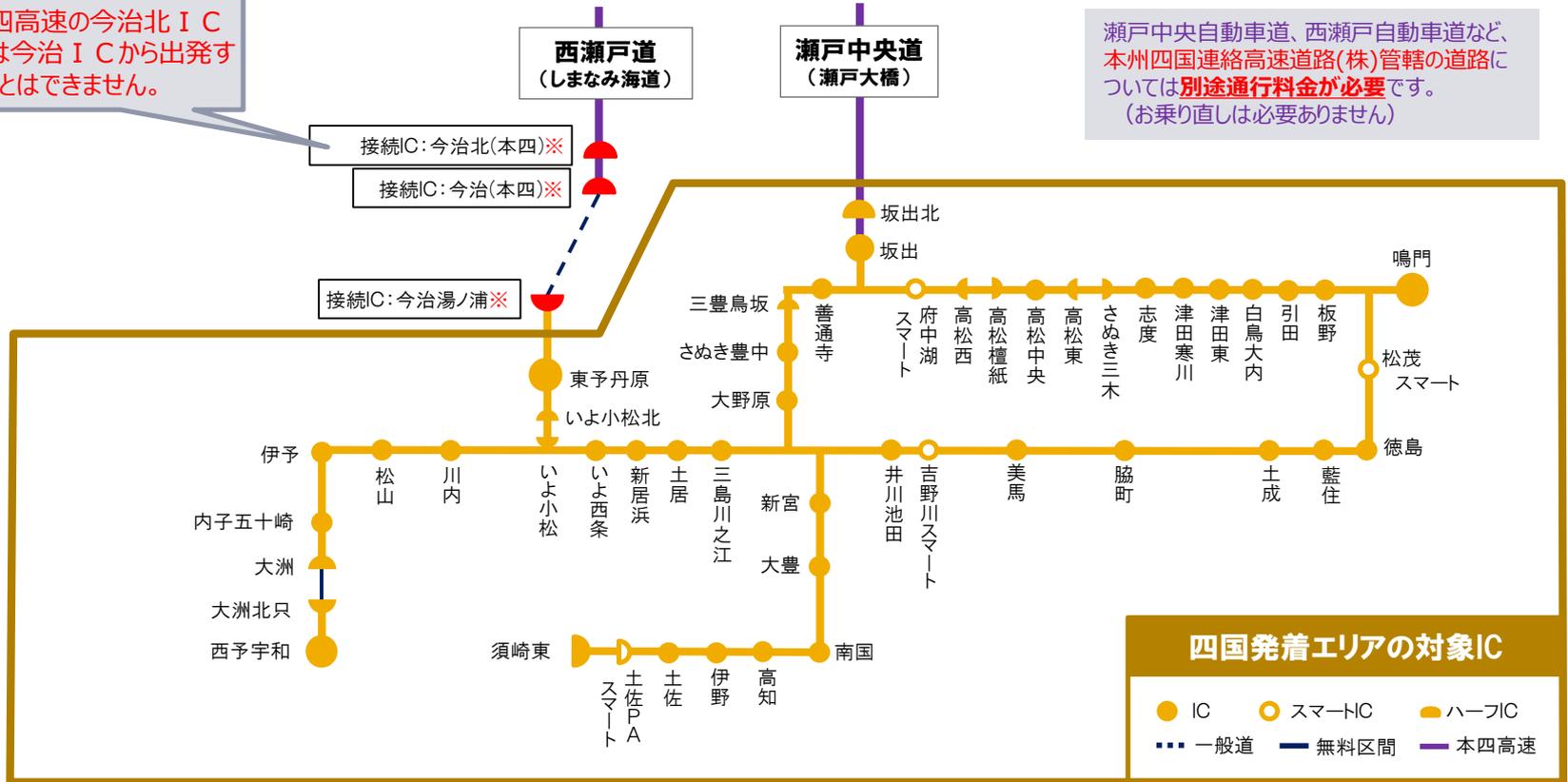


走行方法について その1

往路走行は、四国発着エリアの対象 I C からご出発ください。

本四高速の今治北 I C
又は今治 I C から出発
することはできません。

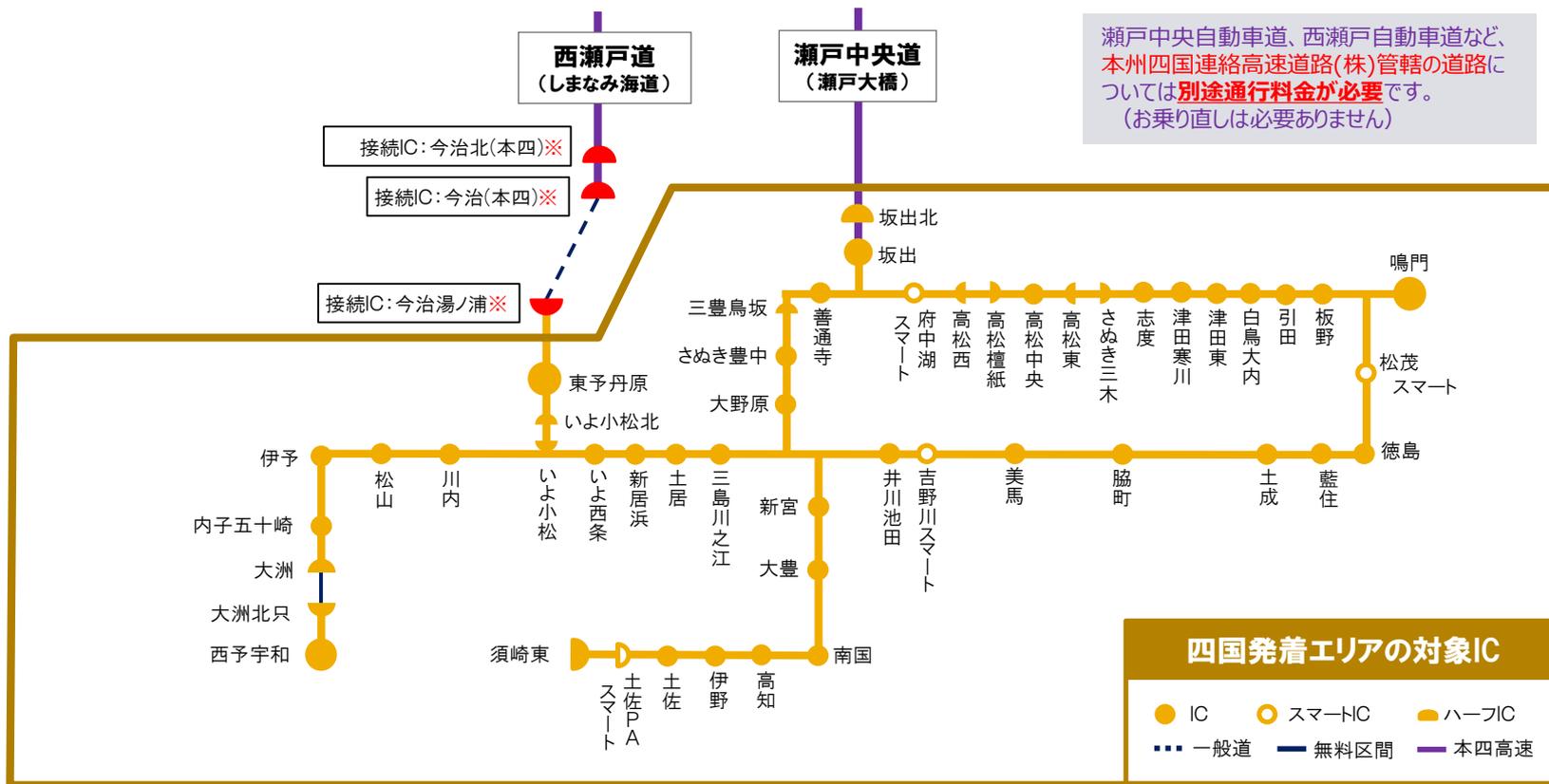
瀬戸中央自動車道、西瀬戸自動車道など、
本州四国連絡高速道路(株)管轄の道路に
ついては**別途通行料金が必要**です。
(お乗り直しは必要ありません)



※ 往路走行で西瀬戸道(しまなみ海道)をご利用の際は、必ず**今治湯ノ浦ICで流出後、今治ICまたは今治北ICから西瀬戸道へご走行ください。往路走行の適用基準は、今治湯ノ浦料金所の通過時刻となりますのでご注意ください。**詳細は7ページをご確認ください。

走行方法について その3

復路走行は、四国発着エリアの対象 I Cでお降りください。



※ 復路走行で西瀬戸道 (しまなみ海道) をご利用の際は、必ず今治ICまたは今治北ICで流出後、今治湯ノ浦ICから今治小松道路へご走行ください。今治湯ノ浦 I C から流入されない場合は、その後の走行に割引が適用されませんのでご注意ください。

お問い合わせの多い内容について

Q. 周遊走行・復路走行がない場合でも本割引プランを使えますか？

A. ご利用いただけます。

本割引プランは、往路走行の完了をもって割引適用を判断いたします。

■ 本割引プランの料金が適用となる走行例

各走行	各走行の有無			
	○	○	○	○
①往路走行	○	○	○	○
②周遊走行	○	-	○	-
③復路走行	○	○	-	-

往路走行が完了していれば、周遊走行・復路走行がない場合でも本割引プランの料金が適用となります。

Q. 1日のみ、または2日間でも利用できますか？

A. 本割引プランは1日のみ、2日間でもご利用いただけます。

■ 休日2日間プランのご利用可能日数

1日のみ	2日間
○	○

■ 全日3日間プランのご利用可能日数

1日のみ	2日間	3日間
○	○	○

■ 全日4日間プランのご利用可能日数

1日のみ	2日間	3日間	4日間
○	○	○	○

西瀬戸道を経由する場合のご利用方法（往路走行）

・松山市内から西瀬戸道経由で広島 I C までご利用の場合

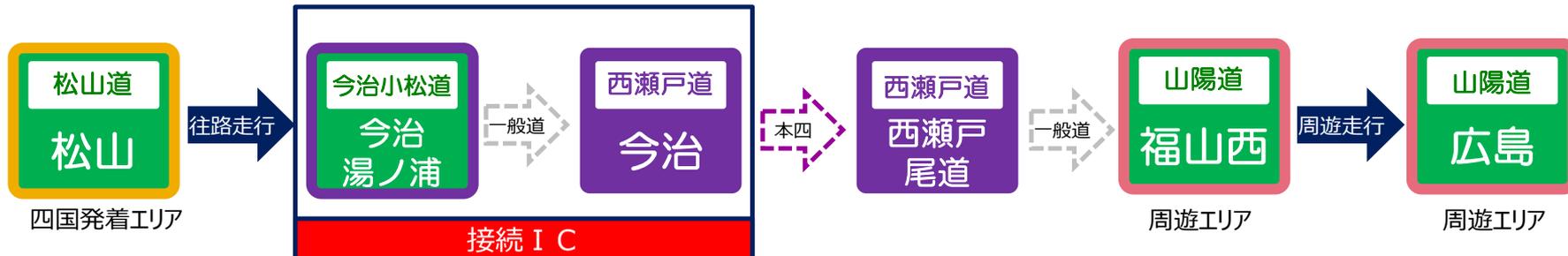
本割引プランの適用にならない走行



往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。

上図の場合、**今治 I C は発着エリア内の対象 I C ではありませんので、往路走行の条件を満たさず本割引プランの適用となりません。**

本割引プランの適用になる走行



上図の場合、四国発着エリアで西瀬戸道を経由する場合の接続 I C となる今治湯ノ浦 I C と今治 I C を経由していますので、往路走行の条件を満たし、本割引プランの適用となります。

周遊エリア外の I C までのご利用方法（周遊走行）

・広島 I C から門司 I C までご利用の場合

本割引プランの適用にならない走行



周遊エリア



周遊エリア外

周遊走行は、「周遊エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で高速道路を降りる」ことが条件です。
 上図の場合、門司 I C は周遊エリア内の対象 I C ではありませんので、広島 I C ～門司 I C の全区間の通行料金が必要です。

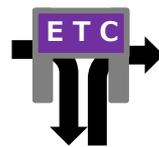
本割引プランの適用になる走行



周遊エリア



周遊エリア



乗り直し



周遊エリア



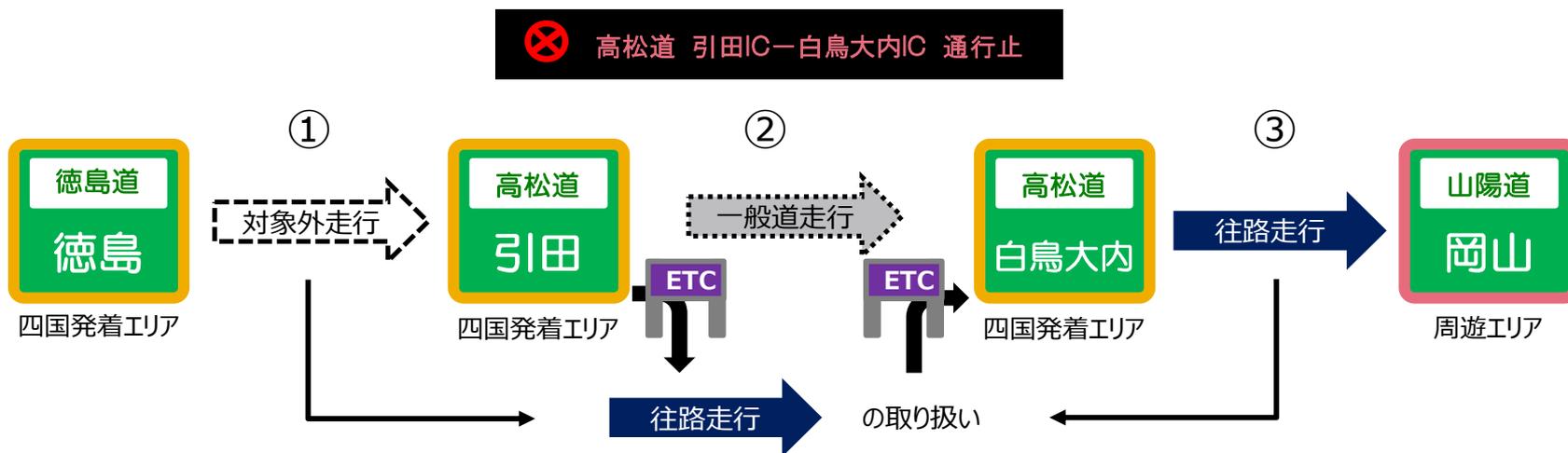
周遊エリア外

上図の場合、周遊エリア内の下関 I C で一旦乗り直して、周遊エリア外の門司 I C まで走行しているため、下関 I C ～門司 I C の通行料金を別途お支払いいただくことでご利用いただけます。

通行止め時のご利用方法

往路・復路・周遊の各走行の際に、通行止めに伴い一旦高速道路を流出された場合、通行止め区間を一般道で迂回し、再び高速道路に流入していただくことにより、本割引プランの料金で請求させていただきます。
 (迂回時にN E X C O西日本管理以外の道路をご利用の場合、別途その走行にかかる通行料金のお支払いが必要となります。)

- ・(例) 徳島 I C から岡山 I C までの往路走行の途中に、通行止めにより引田 I C で流出した場合



①徳島 I C から走行いただき、通行止め開始区間の手前となる引田 I C で高速道路を降りてください。

②一般道で通行止め区間を迂回してください。

③白鳥大内 I C で高速道路を乗り直し、岡山 I C までご走行ください。

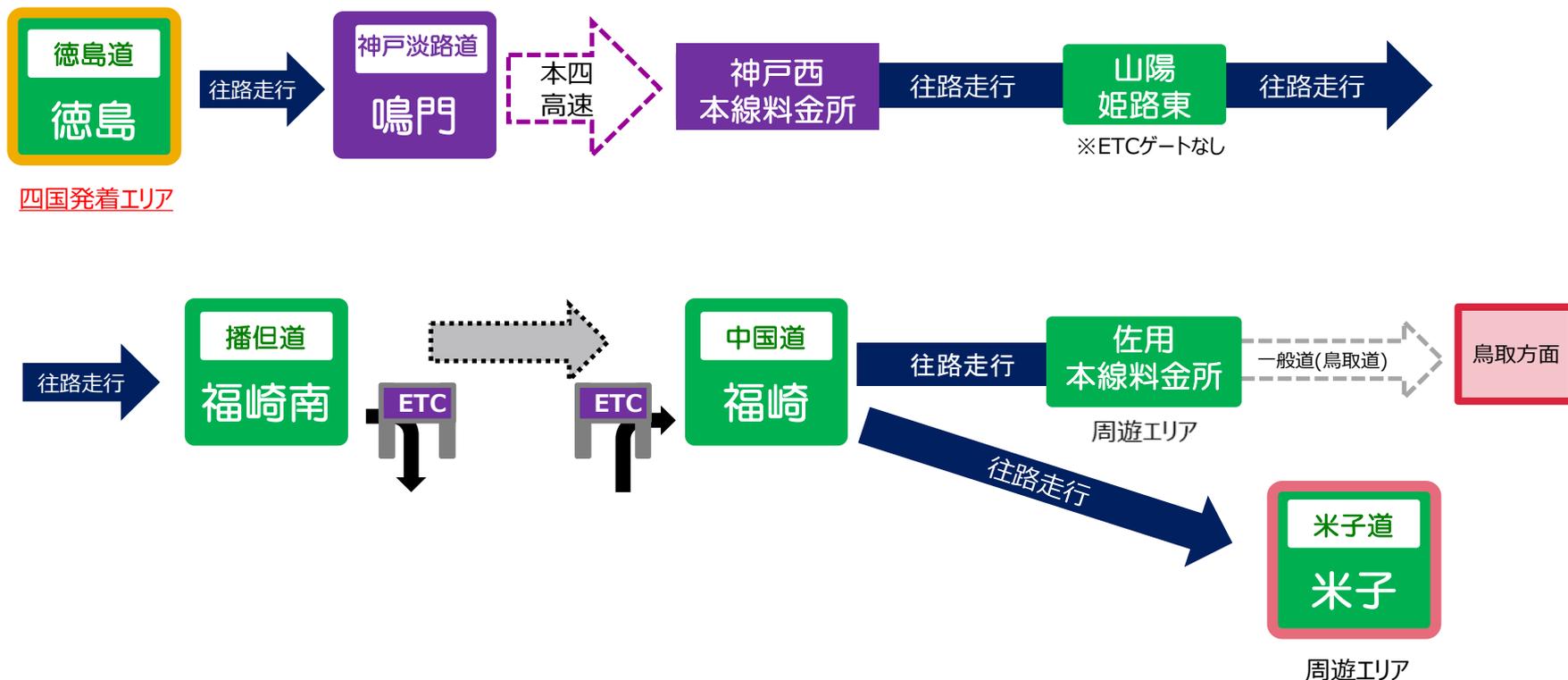
⇒徳島 I C ～岡山 I C の直通走行とみなして、往路走行の取り扱いとなり、本割引プランの対象となります。

播但道を経由する場合のご利用について (往路・復路走行)

※往路走行例を記載しておりますが、復路走行も同様です。

・徳島市内から神戸淡路鳴門自動車道経由で鳥取方面または米子までご利用の場合

本割引プランの適用になる走行

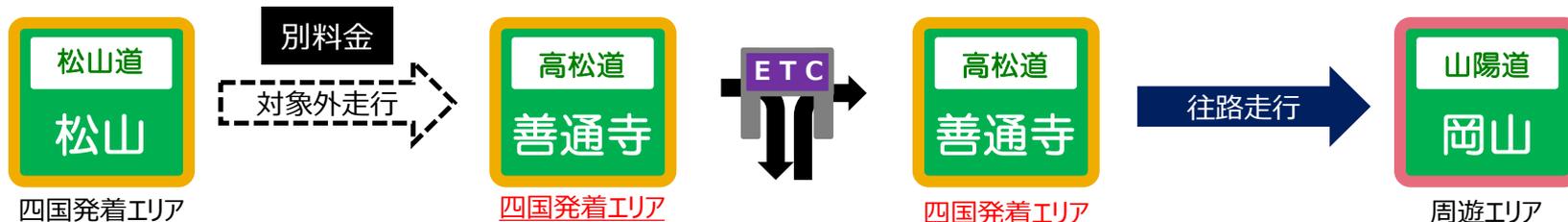


往路・復路走行において、播但道を通行することが可能です。 ※ただし山陽姫路東⇔福崎南 のみ
 上図のように、播但道 福崎南 I Cと中国道 福崎 I Cとを乗り継いで走行の場合、本割引の適用対象となります。
 途中、阪神高速道路をご利用された際は本プランが適用されませんのでご注意ください。

※ 中国道 (福崎 I C) → 播但道 (福崎南 I C) → 山陽道への走行も対象です。

本割引プランの対象外となる走行例 (往路走行)

①途中、発着エリア内の I C で流出した場合 ✖

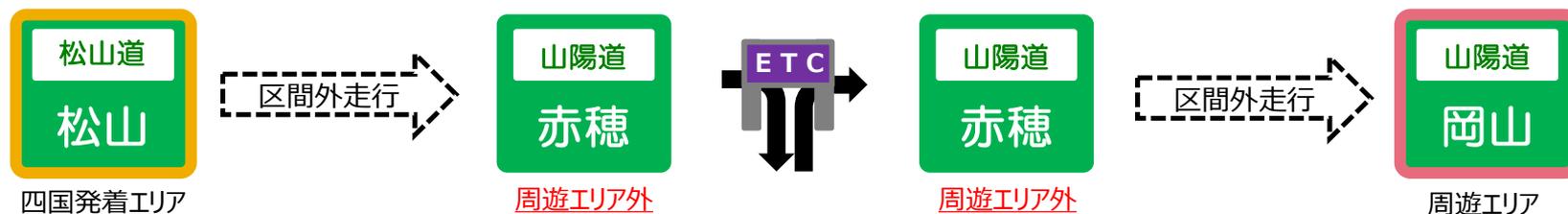


往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。
 上図の場合、発着エリア内の善通寺 I C で一旦、高速道路を降りて再度乗り直しているため、往路走行は善通寺 I C ~ 岡山 I C となります。

そのため、本割引プランの料金に加えて松山 I C ~ 善通寺 I C の通行料金が別途必要です。

※通行止めなどの場合で、当社の指示により一旦、高速道路を降りる場合を除きます。

②周遊エリア外の I C で流出した場合 ✖



往路走行は「発着エリア内の I C で高速道路に乗り、周遊エリア内の I C で降りる」ことが条件です。
 上図の場合、赤穂 I C は周遊エリアの対象 I C ではありませんので、往路走行の条件を満たさず本割引プランが適用されません。

※周遊エリア外へ走行される場合は、周遊エリアの対象 I C で乗りなおしが必要です。